

快適な街づくりへ 広がる下水道

公共下水道供用開始のお知らせ

市では、快適で衛生的な街づくりを目指して公共下水道の整備を進めています。8月1日から新たに、恵我之荘・南恵我之荘・鳥島・高鷲・野・郡戸・榎山・河原城・伊賀・はびきの・学園前・野々上・誉田・栄町・白鳥地区のそれぞれ一部の地域で供用開始を行います。これで供用開始区域は880haに広がり、整備率は75.1%に達しました。(処理開始区域図は下水道総務課に備えています)

排水設備工事(水洗化工事)は3年以内に指定工事店で

公共下水道の供用が開始され、排水設備工事ができるようになった区域を「処理区域」といいます。処理区域になると、供用開始日から3年以内に排水設備工事をしていただかなければなりません。快適で衛生的な環境づくりや河川・水路の水質保全のためにも、速やかに排水設備工事を行っていただくようお願いします。既に供用が開始されている区域で、排水設備工事がまだお済でない方は早期に排水設備工事を行ってください。なお、排水設備工事は、指定工事店でなければ施工することが出来ません。指定工事店は、所定の試験に合格した責任技術者がいる業者で、羽曳野市下水道条例や、指定工事店に関する規則に定める基準に適合しており、排水設備工事実務指針に沿った工事を行うための必要な技術を習得しております。平成22年7月現在253社(一覧表は下水道総務課に備えています)が指定されており、工事の見積りや市への申請手続きを皆さんに代行行うことができます。



排水設備工事(水洗化工事)の助成制度

市では、改造工事や切り替え工事の負担を少しでも軽くし、速やかに公共下水道に接続していただくための助成制度を設けております。

* 助成制度の対象となる工事

くみ取り便所改造工事と浄化槽切り替え工事、家屋の新築や便所の増築については対象となりません。

* 助成の方法、金額

助成制度には、補助金の交付と融資の斡旋(銀行貸し付け)があり両方受けることもできます。

◎補助金の交付は、建物の形態や便所の処理方法や個数により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

《例：一戸建て住宅》

- ・汲み取り便所 10,000円
- ・浄化槽 8,000円

◎融資の斡旋は、便所の処理方法に関係なく50万円を限度とし工事にかかった費用分を斡旋します。

◎補助・融資斡旋要件

- ①市税、下水道受益者負担金の滞納がないこと
- ②供用開始から3年以内に工事を行うこと
- ③融資の斡旋を受けるときは、府内在住の連帯保証人があること

※詳細については、事前にお問い合わせください。

問合せ：下水道総務課 (内線 2360)

下水道使用料の改定のお知らせ

下水道は、衛生的で快適な生活環境を確保することや川や海などの水質保全のために必要なものです。

現在、羽曳野市の下水道整備は皆様のご理解とご協力のもと約75%まで進めることができました。また、下水道の普及促進のため供用開始以来21年間、人件費をはじめ経費の削減に努め、下水道使用料の値上げをせず運営してまいりましたが、現在の使用料収入

では経費をまかないきれないため市税で補っている状況です。これは、市の財政を圧迫していることだけでなく、下水道を使用されていない人たちとの公平性が保たれていない状況でもあります。今後、一層の経費の削減に努めてまいりますが、下水道普及に伴い増加する施設の維持管理費や借入金の返済などにより財政状況はますます厳しくなるものと見込まれます。

このような状況を改善し、下水道事業の経営健全化を図るため、平成21年12月議会において平成22年10月1日から3カ年にわたり段階的な使用料の改定(値上げ)について可決されました。

皆様には、ご負担をおかけすることとなりますが、効率的な事業運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

【一般用】○1カ月当たりの新旧料金表(消費税抜き)

(単位：円)

水量 (汚水排除量)	基本料金	超過料金(1㎡につき)						
	0~8㎡	~10㎡	~20㎡	~40㎡	~100㎡	~500㎡	~1,000㎡	1,001㎡~
現行	550	75	90	115	150	185	210	215
H22年10月1日より	599	81	98	125	163	201	228	234
H23年10月1日より	649	88	106	135	177	218	247	253
H24年10月1日より	698	95	114	146	190	234	266	273

○主な水量の1カ月当たりの下水道使用料の新旧比較(消費税込み)(単位：円)

水量 (汚水排除量)	下水道使用料(一般用)			
	10㎡	20㎡	30㎡	40㎡
現行	735	1,680	2,887	4,095
H22年10月1日より	799	1,828	3,140	4,453
H23年10月1日より	866	1,979	3,396	4,814
H24年10月1日より	932	2,129	3,662	5,195

○水量(汚水排除量)の決め方

■水道水を使用する場合：水道水の使用水量を汚水排除量とします。

■水道水以外(井戸水など)を使用する場合：利用状況などにより市が別途認定し水道水の使用水量と合算します。

平成22年10月1日より、下水道使用料を改定いたしますので、ご理解とご協力をお願いします。